

## 第3次北秋田市総合計画等策定審議会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、第3次北秋田市総合計画等策定審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 市の行政を総合的かつ計画的に推進するために、第3次北秋田市総合計画等（以下「総合計画等」）の策定に関し必要な事項を調査及び審議するため、審議会を設置する。

### (組織)

第3条 審議会は、委員18名以内で組織する。

2 委員は、公募及び推薦の方法により選出し、市長が委嘱する。

### (部会)

第4条 審議会に部会をおくことができる。

2 部会の組織・運営に関しては、審議会が定める。

### (任期)

第5条 任期は、委嘱の日から答申の日までとする。

### (委員長および副委員長)

第6条 審議会に委員長を置く。委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

### (会議)

第7条 審議会は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

4 やむを得ない事由により会議に出席できない委員は、書面をもって議決権を委任することができる。

5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 前項の場合において委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

### (書面による決議)

第8条 審議会は、委員長が必要と認め、次の事由に該当するとき、書面による議決を行うことができる。

- (1) 委員長が軽微な事案又は緊急の議決を要する事案と判断したもの。
- (2) 委員長がやむを得ない事由により審議会の通常開催が困難と判断した場合。

2 第1項に規定する議決を行ったときは、委員長はその結果を速やかに委員に報告するものとする。

(関係者の出席)

第9条 委員長は必要と認めるとき、審議会に諮り、関係者の出席を求め意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱の適用期間は、令和6年12月3日から答申の日までとする。
- 3 第7条第1項の規定に関わらず、最初に開かれる会議は市長が招集する。